

番号	ご意見・情報（概略）	回答
1	<p>以下の19食品で、残留基準が10-50ppmとなっているものは、見直すべきである。</p> <p>だいこん類の葉、その他のあぶらな科野菜、チコリ、エンダイブ、シュンギク、レタス、その他のきく科野菜、その他のゆり科野菜、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、ホウレンソウ、その他の野菜、ブドウ、ホップ、その他のスパイス：アメリカの基準を採用すべきでない。</p> <p>茶：EUの0.1ppmを採用すべきである</p> <p>その他のハーブ：日本の作物残留試験では、アサツキで1.5、0.8 ppm、シソ葉で0.04、0.11ppm、ミョウガで0.34、0.50ppm、ワサビ根茎で0.73、0.82ppm が検出されており、このような高い値に設定する必要はない。</p> <p>【理由】</p> <p>残留基準の設定にあたっては、海外作物残留試験データが参考資料のp32-38に示されているが、中には、散布0日の残留データがあり、その最大の値をクリアできる数値が基準として採用されているケースがみられる。たとえば、ホウレンソウで散布0日の残留は5.0-16ppmとなっている。このような残留データは採用すべきでない。</p> <p>アメリカのバジルのデータは、散布0日で9.3-46.3pm となっており、これを元に、同国は50ppmの残留基準を設定している。このような値を、バジル以外のさまざまな食品の基準として、採用するのは非科学的である。</p>	<p>基準値の設定においては、国民の健康保護を図るとともに、適切な使用方法に基づき食品に残留する量についても考慮する必要があると考えております。</p> <p>御指摘いただいた食品については、今回、基準値の変更は行っておりませんが、基準値の設定に当たっては、茶を除く食品については、海外での作物残留試験成績及び諸外国での基準値の設定状況、茶については国内での作物残留試験の成績を踏まえ、設定を行ったものです。</p> <p>また、残留農薬基準に係る食品の分類については、我が国、コーデックス及び諸外国において必ずしも一致したものではありません。このため、コーデックス等で設定された残留基準値を我が国の残留基準値として採用する場合には、我が国の食品分類に照らして、相当する食品分類に基準値を設定しています。今回、米国においてバジルの作物残留試験に基づき「Herb Subgroup 19A」として設定されていることを踏まえ、我が国の食品分類に照らして基準値を設定したものです。</p> <p>また、国民平均の食生活並びに、高齢者、妊婦及び幼小児の平均的な食生活を考慮し暴露評価を行いADIの範囲内に収まることを確認しております。</p>
2	<p>アメリカでは散布0日の残留値をクリアするようアゾキシストロピンの残留基準を決めているのか確認されたい。</p>	<p>米国における本剤の使用方法として、散布0日での使用が認められております。</p>
3	<p>野菜等の残留基準の設定に際し、分類科の異なる作物の海外基準を採用すべきでないと思うが、貴省の見解はどうか。</p>	<p>回答1を参照願います。</p>
4	<p>その他・・・野菜等についての残留基準は、個別の食品分類にあてはまらない、海外の食品に設定された基準がそのまま、採用されている。日本</p>	<p>回答1を参照願います。</p> <p>また、その他の・・・野菜の定義については食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第</p>

	<p>での食習慣などを配慮せず、さまざまな食品を一括して、その他・・・として、無批判に海外基準を適用するのは、非科学的である。</p> <p>その他・・・の基準は、適用を受ける農作物名を明記して設定すべきである。</p> <p>新たな食品に適用する場合は、そのものについての残留試験成績が開示されるべきである。</p>	<p>370号) においてお示ししているところであり、その他の・・・野菜に該当する食品についても厚生労働省ホームページにて公表しております。</p>
5	<p>魚介類の当初の残留基準は0.008ppmと告示されていたが、07年9月21日に基準が削除された。その理由を明らかにされたい。</p>	<p>今回の意見募集の対象ではありませんので、参考とさせていただきます。</p>
6	<p>魚介類の残留基準を0.08ppmとすることには反対である。実測データをもっと収集し、代謝物を合算して、再検討すべきである。</p> <p>【理由】 実測データのないまま、拙速な基準の設定は認められない。</p>	<p>御指摘のとおり、魚介類の種類毎の残留量の実測値はありませんが、『平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書』の魚介類への残留基準設定方法に基づき、魚介類への基準値を設定したものであり、適切に設定されているものと考えております。</p>